

決議案第2号

将来にわたって持続可能な質の高い医療を確保するための決議

昨年6月に京都大学、滋賀医科大学から提出された要望書では、湖北圏域地域医療構想に基づく医療再編は高度急性期から慢性期まで最良の医療を提供しつつ、令和6年4月から始まる医師の働き方改革にも対応可能なシステムが必要とされている。

湖北圏域地域医療構想に基づく医療再編と医師の働き方改革に資する診療科再編を決定することは本年3月までが期限とされていたにも関わらず、未だ何も決まっていない状況にある。

全国では、医療再編や診療科再編を推進し、医師の働き方改革を積極的に進めるなど、魅力ある病院、魅力ある医療圏域を構築することで医師をはじめとする医療従事者から選ばれる理想的な環境づくりに向けた取組が積極的に推進されている。

こうした取組が推進されているにも関わらず、湖北圏域では診療科再編等に必要な課題整理や病院間の踏み込んだ協議など、具体的な動きが全く見えてこない状況が続いている。

長浜市に至っては、長浜市立2病院経営形態検討委員会の専門委員から「A病院の場所をはじめ、医療再編後の医療提供体制等の前提条件が決まっていない中では、病院の経営を論じることができない」という意見があつたにも関わらず、依然として病院の経営形態を決めることに終始している。

令和6年4月から始まる医師の働き方改革に資する診療科の一元化推進を図り、湖北圏域地域医療構想に基づく医療再編を実現し、将来にわたって質の高い医療を確保するためには、まずは現在湖北地域に勤務する医師に引き続きこの地域に留まっていただく必要があり、来年4月の医師派遣人事が本格化する本年9月までに高度急性期・急性期の医療機能を担うA病院の場所を決める必要があるという差し迫った状況にあると考えている。

長浜市病院事業の経営については、指定管理者制度等への移行を考えなければならないほど深刻な状況ではないと考えられる。また、指定管理者制度は、職員の身分や待遇に大きな変化が起こるため、退職に伴う大切な医療資源の減少抑止対策、べき地医療のような政策的な医療の確保、指定管理料等の市の財政負担など、事前に十分検討し、調整を要すると考えられるが、こうした議論が全く行われていない。

我々は、今まさに長浜市の医療は崩壊の危機に直面していると考えており、将来にわたって持続可能な質の高い医療を確保するため、以下の通り求める。

- (1) 高度急性期病院(A病院)の場所は、長浜市大戌亥町(現在の市立長浜病院設置場所)とすること
- (2) 市立長浜病院と長浜赤十字病院の診療科の再編・一元化を早期に実現すること
- (3) 長浜市病院事業の経営形態について、今は指定管理者制度以外を検討すること

以上決議する

令和5年8月22日

長浜市議会